

2012 年 8 月 23 日

広域避難者支援ミーティング in 山形
原発事故子ども・被災者支援法について

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク (SAFLAN) 副代表・弁護士 福田健治
(fukudan@sol.dti.ne.jp / 080-5681-1576)

0. 避難の権利の見取図

1. 支援法の成立

- ・多くの源流（野党・与党・市民団体）→6 月 21 日成立
- ・異例のスピード立法
- ・議員立法として全会一致で成立

2. 支援法の特徴

- ・「居住」「他地域への移動」「帰還」のいずれの選択も支援→避難の権利の具体化
- ・「福島」という地域ではなく「原発被災者」という人に着目
- ・プログラム法→具体的な施策の盛り込みはこれから

3. 支援法の内容

- ・基本理念（2 条）…正確な情報の提供／居住・移動いずれの選択も支援
- ・基本方針の策定（5 条）
- ・支援対象地域の設定（8 条）…その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域
- ・支援策…居住の支援（8 条）・避難者への支援（9 条）・帰還の支援（10 条）
- ・医療支援…健康診断（13 条 2 項）・医療費の減免

4. これからの課題

- ・基本方針に盛り込まれるべき支援対象地域と支援策の提案
- ・「原発事故子ども・被災者支援法市民会議」の設立
- ・所轄は復興庁
- ・今から 12 月までが勝負！
- ・被災当事者・支援団体からの具体的提案を！

以上

【想定される支援事業について（例示）】

支援対象地域内の居住者への・・・

- ①「給食検査機器の設置等の食の安全安心確保事業」（8条1項，同3項にもとづく）
- ②「自然体験活動等の保養事業」（8条1項にもとづく）
- ③「子どもへの運動の機会の提供事業」（8条2項にもとづく）

支援対象地域からの移動者（避難者），あるいは避難先からの帰還者への・・・

- ④「移動交通費支援事業」（9条，10条にもとづく）
- ⑤「住居確保支援事業」（9条，10条にもとづく）
- ⑥「就業支援事業」（9条，10条にもとづく）

被災者全体への・・・

- ⑦「定期健診事業」（13条2項にもとづく）
- ⑧「医療費補助事業」（13条3項にもとづく）

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案の概要

■背景

- 東京電力原子力事故による放射性物質が広く拡散
- 放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない
- 被災者の健康上の不安・生活上の負担
- 特に子どもに配慮した支援の必要性

被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要

■被災者生活支援等施策の推進

◆基本理念

- 災害の状況、災害からの復興等に関する正確な情報の提供
- 支援対象地域での居住・他地域への移動・帰還を自らの意思で行えるよう、いずれを選択しても適切に支援
- 放射線による健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力
- 被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう適切な配慮
- 子ども・妊婦に対する特別の配慮
- 被災者の支援の必要性が継続する間の確実な実施

上記にのっとり、政府が策定 ← 地域住民、避難している者等の意見を反映

◆基本方針

- 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向
- 支援対象地域に関する事項
- 被災者生活支援等施策に関する基本的事項(必要な計画に関する事項を含む) など

- 汚染状況のきめ細かく継続的な調査・汚染状況の将来予測・これらの結果の公表
- 除染の継続的かつ迅速な実施(子ども・妊婦が通常所在する場所の除染等を迅速に実施するための配慮)

<支援対象地域での生活を選択>

- 医療の確保
- 子どもの就学等の援助
(補習の実施・屋外運動の機会の提供を含む)
- 家庭・学校等における食の安全・安心の確保
(学校給食の共同調理場への放射性物質の検査機器の設置の支援を含む)
- 放射線量の低減・生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援
(保護者等による除染等の措置・学校給食等の放射線物質検査等の取組、専門的助言・情報提供等を行うことができる者の派遣を含む)
- 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持[リフレッシュキャンプ等]
- 家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援 など

帰還後に必要となる場合あり

<支援対象地域外での生活を選択>

- 移動の支援
- 住宅の確保
- 子どもの移動先における学習等の支援
- 就業の支援
- 移動先自治体による円滑な役務の提供
- 元の自治体との関係維持
- 家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援 など

<支援対象地域外からの帰還を選択>

- 移動の支援
- 住宅の確保
- 就業の支援
- 帰還先自治体による円滑な役務の提供
- 家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援 など

<避難指示区域からの避難>

- 東電による賠償の促進等資金の確保
- 家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援 など

帰還時には準じた支援

★「支援対象地域」
放射線量が避難指示の基準を下回るが一定の基準以上である地域

★支援対象地域等の区域は毎年見直し

- 放射線による被ばく状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計・評価
- 定期的な健康診断等(子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者等については、生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置)
- 子ども・妊婦が医療を受けたときの費用負担を減免するために必要な施策

- 措置についての情報提供のための体制整備
- 被災者の意見の反映等
- 低線量の放射線による影響等に関する調査研究等
- 医療及び調査研究等に係る人材の養成
- 外国政府・国際機関との連携協力
- 国民の理解を深めるための施策
- 東電への適切な求償

第一八〇回

参第二二号

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者（以下「被災者」という。）が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策（以下「被災者生活支援等施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行われなければならない。

- 2 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。
- 3 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならない。
- 4 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならない。
- 5 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども（胎児を含む。）が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。
- 6 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、被災者生活支援等施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第五条 政府は、第二条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向

二 第八条第一項の支援対象地域に関する事項

三 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項（被災者生活支援等施策の推進に関し必要な計画に関する事項を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項

3 政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(汚染の状況についての調査等)

第六条 国は、被災者の生活支援等の効果的な実施に資するため、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染の状況の調査について、東京電力原子力事故により放出された可能性のある放射性物質の性質等を踏まえつつ、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するものとする。

2 国は、被災者の第二条第二項の選択に資するよう、前項の調査の結果及び環境中における放射性物質の動態等に関する研究の成果を踏まえ、放射性物質による汚染の将来の状況の予測を行うものとする。

3 国は、第一項の調査の結果及び前項の予測の結果を随時公表するものとする。

(除染の継続的かつ迅速な実施)

第七条 国は、前条第一項の調査の結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、国は、子どもの住居、学校、保育所その他の子どもが通常所在

する場所（通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む。）及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所における土壌等の除染等の措置を特に迅速に実施するため、必要な配慮をするものとする。

（支援対象地域で生活する被災者への支援）

第八条 国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。）で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に規定する子どもの就学等の援助に関する施策には、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実施及び学校における屋外での運動が困難となった子どもに対する屋外での運動の機会の提供が含まれるものとする。

3 第一項に規定する家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策には、学校給食の共同調理場等における放射性物質の検査のための機器の設置に関する支援が含まれるものとする。

4 第一項に規定する放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組には、子どもの保護者等による放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査その他の取組が含まれるものとし、当該取組の支援に関する施策には、最新の科学的知見に基づき専門的な助言、情報の提供等を行うことができる者の派遣が含まれるものとする。

（支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援）

第九条 国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における学習等の支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

（支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援）

第十条 国は、前条に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策、当該地域における就業の支援に関する施策、当該地域の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必

要な施策を講ずるものとする。

(避難指示区域から避難している被災者への支援)

- 第十一条 国は、政府による避難に係る指示の対象となっている区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第三条第一項の規定により東京電力原子力事故による損害の賠償の責めに任ずべき原子力事業者（同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）をいう。第十九条において同じ。）による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策（当該区域における土地等の取扱いに関するものを含む。）、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、前項に規定する被災者で当該避難前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、前条の施策に準じた施策を講ずるものとする。

(措置についての情報提供)

- 第十二条 国は、第八条から前条までの施策に関し具体的に講ぜられる措置について、被災者に対し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとする。

(放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等)

- 第十三条 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映等)

- 第十四条 国は、第八条から前条までの施策の適正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等及び成果の普及)

- 第十五条 国は、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発（以下「調査研究等」という。）を推進するため、調査研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進するとともに、その成果の普及に関し必要な施策を

講ずるものとする。

(医療及び調査研究等に係る人材の養成)

第十六条 国は、放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材を幅広く養成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携協力)

第十七条 国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解)

第十八条 国は、放射線及び被災者生活支援等施策に関する国民の理解を深めるため、放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償との調整)

第十九条 国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求償すべきものについて、適切に求償するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 国は、第六条第一項の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。

理 由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原発事故子ども・被災者支援法に関するアンケート

1 支援対象地域の範囲や設定方法について、ご意見をお聞かせください。

2 政府に行ってほしい支援策について、ご意見をお聞かせください。
(居住者支援、避難者支援、帰還者支援、医療・健康、情報提供など)

3 よろしければご記入ください

☐被災当事者(大人 名/子ども 名)

☐事故後も居住を継続しています。

☐避難しました。

避難前の市町村名：

避難後の市町村名：

避難した人 名/残っている人 名

☐被災者支援関係者

このアンケートの結果は、原発事故子ども・被災者支援法の基本方針策定に向けた働きかけの参考にさせていただきます。

連絡先：福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク(SAFLAN)

FAX: 03-3255-8876 / E-mail: 311saflan@gmail.com